

# 性の多様性を認め合い 誰もが心豊かに 暮らしていける粕屋町へ

## 粕屋町パートナーシップ・ファミリーシップ制度

粕屋町では、町民の皆さんが性の多様性について正しい理解と認識を深め、性的少数者の人も安心して幸せに生活し、一人ひとりの個性と能力が発揮できる粕屋町の実現を目指しています。

性的指向や性自認にかかわらず、人生を共にしたい人と安心して幸せに生活できるよう、令和4年4月1日から「粕屋町パートナーシップ・ファミリーシップ制度」を開始しました。

### 性の多様性とは？ LGBT という言葉を聞いたことがありますか？

レズビアン(L)、ゲイ(G)、バイセクシュアル(B)、トランスジェンダー(T)の頭文字をまとめたもので、性的少数者の総称の一つです。他にも、アセクシュアル(他者に性愛感情を抱かない人)やクエスチョニング(自分の性的指向や性自認が決められない、またはあえて決めない人)など、さまざまな人がいます。

各種調査によると、人口の3~10%が性的少数者と考えられます。しかし、周囲の無理解や偏見を恐れて、伝えることができない人も多く、性的少数者の人が身近にいることに気付いていない人も少なくありません。



### 大事なことは

性的少数者の人が身近にいることを知って、理解することです。

性的指向や性自認は自らの意思に基づいて選択・変更できないものです。

誰もが互いに認め、尊重し合うことが大切です。



## 「粕屋町パートナーシップ・ファミリーシップ制度」

### 【宣誓の対象者の要件】

- 双方がともに成年(満18歳)に達していること。
- いずれか一方が、粕屋町に住所を有している、又は粕屋町内への転入を予定していること。
- 双方に配偶者がいないこと。
- 相手方以外の者とパートナーシップ等を形成していないこと。
- 双方が近親者(直系血族、三親等内の傍系血族、直系姻族)でないこと。  
ただし、双方の養子縁組の場合を除く。
- ファミリーシップにあることを宣誓しようとする者は、パートナーシップにある者の一方又は双方の未成年の子と生計が同一であること。

### 【宣誓の流れ】

#### ①事前予約

電話又はメールで宣誓日時の予約をしてください。(宣誓の2週間前まで)

#### ②必要書類の準備

住民票の写し、独身証明書、本人確認書類などをご準備ください。

#### ③粕屋町役場へ

予約した日時にお二人そろってお越しください。

#### ④本人確認・宣誓内容確認

プライバシー保護のため、個室で対応します。

#### ⑤パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓

宣誓書に担当職員の面前でご記入ください。

#### ⑥宣誓書受領証の交付

書類・宣誓内容の不備がなければ、宣誓書受領証を交付します。(手数料は無料です。)

(宣誓書受領カード)



※宣誓書受領カードは、粕屋町の行政サービスに利用できます。

お手続きや利用できるサービスについて、詳しくは粕屋町ホームページをご覧ください。

問い合わせ先 粕屋町 社会教育課

TEL 092-938-0243

MAIL syakai@town.kasuya.fukuoka.jp

